

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十一号）

改正案	現行																												
<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">第 期事業報告書 <span style="font-size: 2em;">〔</span> 年 月 日から 年 月 日まで <span style="font-size: 2em;">〕</span></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 業務の状況 (1)~(18) (略) (19) 投資運用業に係る経営の状況</p> <p>① 投資運用業に係る内部管理の状況 (略)</p> <p>② 投資運用業を行う者に係る外部監査の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 30%;">監査人名</th> <th style="width: 50%;">監査の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表監査</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項)</p> <p>1 「財務諸表監査」の欄には、投資運用業を行う者の財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年一回以上の頻度で受けている場合に記載すること。</p> <p>2 「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的に、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>③ ファンド監査の状況</p> <p>イ 投資一任契約に係る業務におけるファンド監査の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">国内籍</th> <th colspan="2">外国籍</th> <th rowspan="2">財務諸表監査が実施されているファンド総数の投資先ファンド総数に占める割合</th> </tr> <tr> <th>公募</th> <th>私募</th> <th>公募</th> <th>私募</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）</td> <td style="text-align: center;">本 ( )</td> <td style="text-align: center;">本 ( )</td> <td style="text-align: center;">本 ( )</td> <td style="text-align: center;">本 ( )</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>投資先ファンド数</td> <td style="text-align: center;">本</td> <td style="text-align: center;">本</td> <td style="text-align: center;">本</td> <td style="text-align: center;">本</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項)</p> <p>1 投資一任契約に係る業務における運用財産を対象有価証券（第96条第4項各号に掲げる有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）に投資している場合に、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）に係る外部監査の状況について記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人であ</p>		監査人名	監査の内容	財務諸表監査				国内籍		外国籍		財務諸表監査が実施されているファンド総数の投資先ファンド総数に占める割合	公募	私募	公募	私募	財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）	本 ( )	本 ( )	本 ( )	本 ( )	%	投資先ファンド数	本	本	本	本		<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">第 期事業報告書 <span style="font-size: 2em;">〔</span> 年 月 日から 年 月 日まで <span style="font-size: 2em;">〕</span></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 業務の状況 (1)~(18) (略) (19) 投資運用業に係る内部管理の状況 (新設) (略) (新設)</p>
	監査人名	監査の内容																											
財務諸表監査																													
	国内籍		外国籍		財務諸表監査が実施されているファンド総数の投資先ファンド総数に占める割合																								
	公募	私募	公募	私募																									
財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）	本 ( )	本 ( )	本 ( )	本 ( )	%																								
投資先ファンド数	本	本	本	本																									

改正案

現行

る場合については、記載を要しない。

- 2 「財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）」の欄には、外部監査を受けているファンド資産の本数を記載し、そのうち、当該外部監査が法定のものであるファンド資産の本数を、下段に内書（括弧書）として記載すること。
- 3 「投資先ファンド数」の欄には、国内籍（公募・私募）、外国籍（公募・私募）ごとの運用財産が保有する対象有価証券に係るファンド資産の総数を記載すること。
- 4 「財務諸表監査が実施されているファンド総数の投資先ファンド総数に占める割合」の欄には、財務諸表監査が実施されているファンド数の合計数の投資先ファンド数の合計数に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。
- 5 ある対象有価証券に係るファンド資産の一部又は全部を他の対象有価証券に投資するスキームが用いられている場合であって、投資元又は投資先のファンド資産のいずれか一方について外部監査が実施されていることにより、実質的に、投資元及び投資先のファンド資産について外部監査が実施されていると評価できる場合には、投資元及び投資先のファンド資産について外部監査が実施されているものとみなすことができる（ロ及びハにおいて同じ。）。

ロ 投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務におけるファンド監査の状況

	国内籍		外国籍		財務諸表監査が実施されているファンド総数のファンド総数に占める割合
	公募	私募	公募	私募	
財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）	本 ( )	本 ( )	本 ( )	本 ( )	%
ファンド数	本	本	本	本	

(注意事項)

- 1 投資信託及び外国投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行っている場合は、当該投資信託及び外国投資信託に係る外部監査の状況について記載し、投資法人と資産の運用に係る委託契約を締結し、当該委託契約に基づき、当該投資法人の資産の運用を行っている場合には、当該投資法人の財務諸表に係る外部監査の状況について記載すること。
- 2 「財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）」の欄には、外部監査を受けている投資信託、外国投資信託及び投資法人の数を記載し、そのうち、当該外部監査が法定のものである投資信託、外国投資信託及び投資法人の数を、下段に内書（括弧書）として記載すること。
- 3 「ファンド数」の欄には、国内籍（公募・私募）、外国籍（公募・私募）ごとの投資信託、外国投資信託及び投資法人の総数を記載すること。

改正案

現行

4 「財務諸表監査が実施されているファンド総数のファンド総数に占める割合」の欄には、財務諸表監査が実施されているファンド数の合計数のファンド数の合計数に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること（ハにおいて同じ。）。

ハ 法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る業務におけるファンド監査の状況

	国内籍		外国籍		財務諸表監査が実施されているファンド総数のファンド総数に占める割合
	公募	私募	公募	私募	
財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）	本 ( )	本 ( )	本 ( )	本 ( )	%
ファンド数	本	本	本	本	

(注意事項)

- 1 法第2条第8項第15号イからハまでに掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）に係る外部監査の状況について記載すること。
- 2 「財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）」の欄には、外部監査を受けているファンド資産の本数を記載し、そのうち、当該外部監査が法定のものであるファンド資産の本数を、下段に内書（括弧書）として記載すること。
- 3 「ファンド数」の欄には、国内籍（公募・私募）、外国籍（公募・私募）ごとのファンド資産の総数を記載すること。

④ 主要な経営指標等の推移

	当期	前期	前々期
全体収益	百万円	百万円	百万円
うち投資運用部門収益	百万円	百万円	百万円
当期純損益	百万円	百万円	百万円
契約件数	件	件	件
運用財産総額合計	百万円	百万円	百万円
委託者報酬及び運用受託報酬	百万円	百万円	百万円
年金受託割合	%	%	%

(注意事項)

- 1 「契約件数」の欄には、投資一任契約に係る業務に関して、期末における数値を記載すること。
- 2 「年金受託割合」の欄には、投資一任契約に係る業務に関して、年金基金を相手方とする契約に係る運用財産総額の運用財産総額合計に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）の期末における数値を記載すること。

改正案

現行

と。

(20) 投資一任契約に係る業務の状況

① 契約件数等

	国内			小計	海外		小計	合計
	公的 年金	私的 年金	その他		年金	その他		
契約件数	件	件	件	件	件	件	件	件
運用財産総額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%	%	%	%	

(注意事項)

- 「公的年金」の欄には、年金積立金管理運用独立行政法人その他の公的年金制度に係る年金積立金の運用を行う主体との契約分を、「私的年金」の欄には、厚生年金基金、企業年金基金又は企業年金連合会との契約分を記載すること。
- 「契約件数」の欄及び「運用財産総額」の欄には、期末における数値を記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。
- 「割合」の欄には、各運用財産総額の運用財産総額の合計額に占める割合（少数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。

② 投資一任契約に係る投資の状況

イ 有価証券の売買状況（約定ベース・受渡しベース）

発注先	株式売買高	公社債券 売買高	受益証券 売買高	信託受益権 売買高	その他有価 証券売買高
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
総額					

(注意事項)

1～5 (略)

- 「発注先」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号、名称又は氏名を記載すること。相手方が、自己又は関係会社（第177条第6項に規定する関係会社をいう。以下この(20)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合において、相手方から商号、名称又は氏名を開示することについて同意が得られていないときは記載を要しないが、「発注先」の欄にその旨を記載すること。ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての発注先について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容

(20) 投資一任契約に係る業務の状況

① 契約件数等

	国内		小計	海外		小計	合計
	年金	その他		年金	その他		
契約件数	件	件	件	件	件	件	件
運用資産 総額	百万円						

(注意事項)

(新設)

「契約件数」欄及び「運用資産総額」欄には、期末における数値を記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

(新設)

② 投資一任契約に係る投資の状況

イ 有価証券の売買状況（約定ベース・受渡しベース）

株式 売買高	公社債券 売買高	受益証券 売買高	信託受益権 売買高	その他有価証券 売買高
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(注意事項)

1～5 (略)

(新設)

改正案

を記載すること。

7 「総額」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額について記載すること。

ロ デリバティブ取引の状況（約定ベース・受渡しベース）

(イ) 市場デリバティブ取引高

発注先	先物取引高		オプション取引高		その他	
	株式	公社債券	株式	公社債券		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
総額						

(ロ) 店頭デリバティブ取引高

発注先	先渡取引高	オプション取引高	スワップ取引高	その他
	百万円	百万円	百万円	百万円
総額				

(ハ) 外国市場デリバティブ取引高

発注先	先物取引高		オプション取引高		その他	
	株式	公社債券	株式	公社債券		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
総額						

(注意事項)

1・2 (略)

3 「発注先」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号、名称又は氏名を記載すること。相手方が、自己又は関係会社以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載すること。ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての発注先について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容を記載すること。

4 「総額」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額について記載すること。

③ (略)

④ 自己又は関係会社が発行・設定する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券	うち自己設定投資信託の受益証	うち関係会社設定投資信託の受
--------	------------	--------------	----------------	----------------

現行

ロ デリバティブ取引の状況（約定ベース・受渡しベース）

(イ) 市場デリバティブ取引高

先物取引高		オプション取引高		その他	
株式	公社債券	株式	公社債券		
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(ロ) 店頭デリバティブ取引高

先渡取引高	オプション取引高	スワップ取引高	その他
百万円	百万円	百万円	百万円

(ハ) 外国市場デリバティブ取引高

先物取引高		オプション取引高		その他	
株式	公社債券	株式	公社債券		
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(注意事項)

1・2 (略)

(新設)

③ (略)

(新設)

改正案					現行
			券等	益証券等	
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
割合	%	%	%	%	
(注意事項)					
<p>自己若しくは関係会社が発行する有価証券又は設定する投資信託の受益証券等（投資信託及び外国投資信託の受益証券、投資法人の投資証券及び投資法人債券並びに法第2条第8項第15号に掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利をいう。）の組入れ金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（少数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。</p>					
⑤ 運用財産のファンドへの投資の状況					
投資先ファンドの名称等	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等			
(注意事項)					
<p>1 権利者（特定投資家を除く。）に権利が属する運用財産の運用として対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）に投資している場合に、投資先ファンドの名称等（投資先となる対象有価証券の名称及び種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びにファンド関係者（当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）の運用に係る業務を行う者、ファンド資産の保管に係る業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の業務に係る事務を行う者をいう。以下この注意事項において同じ。）のうちに関係会社がある場合には、当該関係会社の商号又は名称、役割分担及び提出会社との関係内容を記載すること。また、ファンド関係者のうちに関係会社がない場合には、「無」と記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。</p>					
<p>2 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。</p>					
⑥ 運用財産の投資対象の時価に係る情報					
イ 時価を把握することが困難である投資対象					
運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困	割合		

改正案

現行

		難である投資対象 の保有額	
	百万円	百万円	%
株式			
公社債券			%
受益証券			%
信託受益権			%
その他の有価証券			%
その他の資産 (現金・預金を含む。)			%
全体			%

(注意事項)

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（少数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。

ロ 時価を把握することが困難である理由

--

⑦ 対象有価証券の名義人の状況

名義人の名称	関係内容	理由

(注意事項)

- 運用財産の管理について、権利者が信託会社等（第130条第1項第15号に規定する信託会社等をいう。以下この注意事項において同じ。）への信託を行うものであって、当該運用財産の運用に関し投資した対象有価証券（同条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の名義人が信託会社等でない場合、当該名義人の状況について、名義人ごとに記載すること。
- 「名義人の名称」の欄には、対象有価証券の名義人の商号又は名称を記載すること。
- 「関係内容」の欄には、投資一任業に係る業務を行う者と名義人との関係内容について記載すること。
- 「理由」の欄には、対象有価証券の名義人が信託会社等でない理由について記載する

改正案

現行

こと。

(21) 投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況

①～③ (略)

④ 投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況

イ 有価証券の売買状況

発注先	区分	売付		買付		合計		備考
		株数	金額	株数	金額	株数	金額	
	株券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
	株券							
	株券							
	新株予約権証券							
	新株予約権証券							
	新株予約権証券							
	公社債券							
	公社債券							
	公社債券							
	信託受益権							
	信託受益権							
	信託受益権							
	その他							
	その他							
	その他							
	親投資信託受益証券							
	親投資信託受益証券							
	親投資信託受益証券							
取引総額								
	株券							
	新株予約権証券							
	公社債券							
	信託受益権							

(21) 投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況

①～③ (略)

④ 投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況

イ 有価証券の売買状況

区分	売付		買付		合計		備考
	株数	金額	株数	金額	株数	金額	
	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
株券							
新株予約権証券							
公社債券							
信託受益権							
その他							
計							
親投資信託受益証券							

改正案

	その他							
	親投資信託 受益証券							
	合計							

ロ 市場デリバティブ取引の状況

発注先	区分	売付 百万円	買付 百万円	合計 百万円	備考
	先物取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
	先物取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
	先物取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
オプション取引	オプション取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
オプション取引	オプション取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
オプション取引	オプション取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
その他	その他	( )			
		( )			
		( )			
その他	その他	( )			
		( )			
		( )			
その他	その他	( )			
		( )			
		( )			
取引総額					
	先物取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			

現行

ロ 市場デリバティブ取引の状況

	区分	売付 百万円	買付 百万円	合計 百万円	備考
先物取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	( )				
	( )				
	( )				

改正案

現行

/	オプション取引	株券に係る取引				
		債券に係る取引				
		その他				
/	その他	( )				
		( )				
		( )				
合計						

ハ 店頭デリバティブ取引の状況

発注先	区分	売付 百万円	買付 百万円	合計 百万円	備考
	先渡取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
	先渡取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
	先渡取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
オプション取引	オプション取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
オプション取引	オプション取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
その他	その他	( )			
		( )			
		( )			
その他	その他	( )			
		( )			
		( )			
その他	その他	( )			
		( )			
		( )			
取引総額					

ハ 店頭デリバティブ取引の状況

	区分	売付 百万円	買付 百万円	合計 百万円	備考
先渡取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	( )				
	( )				
	( )				

改正案

現行

/	先渡取引	株券に係る取引				
		債券に係る取引				
		その他				
/	オプション取引	株券に係る取引				
		債券に係る取引				
		その他				
/	その他	( )				
		( )				
		( )				
/	合計					

ニ 外国市場デリバティブ取引の状況

発注先	区分	売付 百万円	買付 百万円	合計 百万円	備考
	先物取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
	先物取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
	先物取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
	オプション取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
	オプション取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
	オプション取引	株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
	その他	( )			
		( )			
		( )			
	その他	( )			
		( )			
		( )			

ニ 外国市場デリバティブ取引の状況

	区分	売付 百万円	買付 百万円	合計 百万円	備考
先物取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	( )				
	( )				
	( )				

改正案

現行

	その他	( )				
		( )				
		( )				
取引総額						
先物取引		株券に係る取引				
		債券に係る取引				
		その他				
オプション取引		株券に係る取引				
		債券に係る取引				
		その他				
その他		( )				
		( )				
		( )				
	総額					

ホ・ヘ (略)

(注意事項)

1～3 (略)

4 「発注先」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号、名称又は氏名を記載すること。相手方が、自己又は関係会社（第177条第6項に規定する関係会社をいう。以下この(21)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載すること。ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての発注先について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容を記載すること。

5 「取引総額」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額について、区分ごとに記載すること。

⑤・⑥ (略)

⑦ 自己又は関係会社が発行・設定する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券	うち自己設定投資信託の受益証券等	うち関係会社設定投資信託の受益証券等
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%

(注意事項)

自己若しくは関係会社が発行する有価証券又は設定する投資信託の受益証券等（投資信託及び外国投資信託の受益証券、投資法人の投資証券及び投資法人債券並びに法第2条第8項第15号に掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利をいう。）の組入れ金額

ホ・ヘ (略)

(注意事項)

1～3 (略)

(新設)

⑤・⑥ (略)

(新設)

改正案

現行

及び当該金額の運用財産総額に占める割合（少数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。

⑧ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの名称等	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

- 運用財産の運用として対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）に投資している場合に、投資先ファンドの名称等（投資先となる対象有価証券の名称及び種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びにファンド関係者（当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）の運用に係る業務を行う者、ファンド資産の保管に係る業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の業務に係る事務を行う者等をいう。以下この注意事項において同じ。）のうちに関係会社がある場合には、当該関係会社の商号又は名称、役割分担及び提出会社との関係内容を記載すること。また、ファンド関係者のうちに関係会社がない場合には、「無」と記載すること。
- 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑨ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
株式	百万円	百万円	%
公社債券			%
受益証券			%
信託受益権			%
その他の有価証券			%
その他の資産 (現金・預金を含む。)			%
全体			%

(注意事項)

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資

改正案

現行

に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。) から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合(少数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。)を記載すること。

ロ 時価を把握することが困難である理由

--

(22) 法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る業務の状況

- ① (略)
- ② ファンドの保有資産の売買等の状況

イ 有価証券の売買状況

発注先	区分	売付		買付		合計		備考
		株数	金額	株数	金額	株数	金額	
		千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
	株券							
	株券							
	株券							
	新株予約権証券							
	新株予約権証券							
	新株予約権証券							
	公社債券							
	公社債券							
	公社債券							
	信託受益権							
	信託受益権							
	信託受益権							
	その他							
	その他							
	その他							
	親投資信託受益証券							
	親投資信託受益証券							
	親投資信託受益証券							

(22) 法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る業務の状況

- ① (略)
- ② ファンドの保有資産の売買等の状況

イ 有価証券の売買状況

区分	売付		買付		合計		備考
	株数	金額	株数	金額	株数	金額	
	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
株券							
新株予約権証券							
公社債券							
信託受益権							
その他							
計							

改正案

現行

取引総額							
	株券						
	新株予約権証券						
	公社債券						
	信託受益権						
	その他						
	親投資信託受益証券						
	合計						

ロ 市場デリバティブ取引の状況

発注先	区分	売付 百万円	買付 百万円	合計 百万円	備考
先物取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
先物取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
先物取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	( )				
	( )				
	( )				
その他	( )				
	( )				
	( )				
その他	( )				

ロ 市場デリバティブ取引の状況

	区分	売付 百万円	買付 百万円	合計 百万円	備考
先物取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	( )				
	( )				
	( )				

改正案

現行

		( )				
		( )				
取引総額						
先物取引		株券に係る取引				
		債券に係る取引				
		その他				
オプション取引		株券に係る取引				
		債券に係る取引				
		その他				
その他		( )				
		( )				
		( )				
合計						

ハ 店頭デリバティブ取引の状況

発注先	区分	売付 百万円	買付 百万円	合計 百万円	備考
先渡取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
先渡取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
先渡取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	( )				
	( )				
	( )				
その他	( )				

ハ 店頭デリバティブ取引の状況

	区分	売付 百万円	買付 百万円	合計 百万円	備考
先渡取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	( )				
	( )				
	( )				

改正案

現行

		( )				
		( )				
	その他	( )				
		( )				
		( )				
取引総額						
先物取引	先物取引	株券に係る取引				
		債券に係る取引				
		その他				
オプション取引	オプション取引	株券に係る取引				
		債券に係る取引				
		その他				
その他	その他	( )				
		( )				
		( )				
合計						

ニ 外国市場デリバティブ取引の状況

発注先	区分	売付 百万円	買付 百万円	合計 百万円	備考
先物取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
先物取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
先物取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	( )				

ニ 外国市場デリバティブ取引の状況

	区分	売付 百万円	買付 百万円	合計 百万円	備考
先物取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	( )				
	( )				
	( )				

改正案

現行

		( )			
		( )			
	その他	( )			
		( )			
		( )			
	その他	( )			
		( )			
		( )			
取引総額					
先物取引		株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
オプション取引		株券に係る取引			
		債券に係る取引			
		その他			
その他		( )			
		( )			
		( )			
	総額				

(注意事項)

1～3 (略)

4 「発注先」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号、名称又は氏名を記載すること。相手方が、自己又は関係会社（第177条第6項に規定する関係会社をいう。以下この(22)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載すること。ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての発注先について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容を記載すること。

5 「取引総額」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額について、区分ごとに記載すること。

③・④ (略)

⑤ 自己又は関係会社が発行・設定する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券	うち自己設定投資信託の受益証券等	うち関係会社設定投資信託の受益証券等
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%

(注意事項)

1～3 (略)

(新設)

③・④ (略)

(新設)

改正案

現行

(注意事項)

自己若しくは関係会社が発行する有価証券又は設定する投資信託の受益証券等（投資信託及び外国投資信託の受益証券、投資法人の投資証券及び投資法人債券並びに法第2条第8項第15号に掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利をいう。）の組入れ金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（少数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。

⑥ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの名称等	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

- 1 運用財産の運用として対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）に投資している場合に、投資先ファンドの名称等（投資先となる対象有価証券の名称及び種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びにファンド関係者（当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）の運用に係る業務を行う者、ファンド資産の保管に係る業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の業務に係る事務を行う者等をいう。以下この注意事項において同じ。）のうちに関係会社がある場合には、当該関係会社の商号又は名称、役割分担及び提出会社との関係内容を記載すること。また、ファンド関係者のうちに関係会社がない場合には、「無」と記載すること。
- 2 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑦ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
株式	百万円	百万円	%
公社債券			%
受益証券			%
信託受益権			%
その他の有価証券			%

改正案				現行
その他の資産 (現金・預金を含む。)			%	
全体			%	
<p>(注意事項)</p> <p>運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（少数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。</p> <p>ロ 時価を把握することが困難である理由</p> <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div> <p>(以下略)</p>				<p>(以下略)</p>